

令和7年度「イントレプレナー推進事業」企画運營業務委託 仕様書

1 委託事業名

令和7年度「イントレプレナー推進事業」企画運營業務

2 目的

富山県に内在する企業内資源や基盤を活用したカーブアウトベンチャーや第二創業、跡継ぎベンチャーの創出を図るため、県内におけるイントレプレナー（社内起業家）を育成するプログラムを実施するもの。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

(1) 業務概要

①事業の立上げや運営に必要な知識習得及び事業プランの作成支援を内容としたプログラムの実施(5回)

②投資家や事業会社等への成果報告会の開催(1回)

なお、必要に応じてオンラインによる学習やメンタリング機会の提供を検討すること

(2) 対象者

企業内起業や第二創業、跡継ぎベンチャーに意欲のある県内企業の社員又は自ら起業を目指す県内の社会人 10人程度

(3) 実施時期

①プログラム:8月～10月

②成果報告会:10月下旬

(4) 場所

①プログラム:原則、SCOP TOYAMA で実施とするが、必要に応じてオンライン参加も認める

②成果報告会:県内会場

(5) 業務内容

①受講生の募集

- ・説明会の開催(想定時期:6～7月)
- ・マスメディアでの広告やSNSへの掲載等によるPR
- ・チラシやポスターの作成及び配布

②プログラムの実施

- ・8月～10月の期間で概ね2週間に1回、計5回の講義を実施
- ・次の項目を必須とし、任意で生成AIを活用したビジネス等についても指導すること
 - a イントレプレナーの意義
 - b 事業計画書の作成

c 資金調達、資本政策の基礎

d 投資家に対するピッチ方策

③成果報告会の開催

- ・受講者が立案した新規事業計画等の報告会を開催
- ・報告会には投資家や事業会社を招き、事業計画ブラッシュアップの機会を提供

④実施報告書の作成

- ・プログラムの実施状況や成果報告会の結果、受講生の感想等を掲載

⑤その他

- ・次の講義までの間に各自で次の課題に対して準備できる学習環境の提供
- ・新規事業計画をブラッシュアップするメンタリング機会の提供
- ・講師の検討、選定及び謝金等支払業務の実施
- ・受講生に対するアンケート調査の実施、とりまとめ
- ・必要に応じて参加者の交流機会を設け、円滑なコミュニケーションを構築
- ・その他、プログラムの開催に必要な事項の実施

(6)その他

- ・委託契約額は、事業に要する経費から、受講生から徴収した受講料を除いた額とする。
- 受講生は10名とし、受講料は1万円/1人とする。

5 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、委託者の必要な協議及び打合せを行い、業務を進めること。
- (2) 当該業務の内容から第三者に委託することが合理的であると県が認める場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 委託業務により新たに生じた資料等の著作権については、原則として富山県に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権にかかる対応については、事前に書面にて承諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとする。
- (4) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (5) 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 事業趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (9) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。